

### 三 大島郡の行政分離と日本復帰

大島郡の行政分離

昭和二十一年一月二八日付の連合軍総司令部の覚書によって、旧大島郡のうち旧十島村の竹島・硫黄島・黒島を除く北緯三〇度以南の宝七島および奄美群島は、日本本土から離され直接米軍の軍政下に置かれることになった。同日沖縄地区司令官プライス海軍少将が来島し、大島郡の行政分離について次のような方針を発表した。すなわち「二月初めに琉球軍政府から大島郡の行政分離について宣言を行なう。大島郡を鹿児島県から切り離す。交通は従前どおりとし、食糧は軍政部が補給する。俸給・給料は軍政部から支給する。大島支庁長のうえに知事は置かない。種々の願いは県知事ではなく沖縄軍政部に願い出ること。法律命令等は宣言後に決定する。日本の法律や旧慣は適用する。宣言後は日本政府から切り離す。政治方針は軍政部から指示する。軍政部にたいする犯罪は軍政部で他の犯罪は軍政部が指揮して日本の裁判所にさせる。通貨は日本貨と軍票を使用する。足りない通貨は補給する。大島は沖縄の支配下にあるのではなく大島郡民が統治を行なうが監督は海軍軍政部が行なう」というのがその骨子であった。かくして二月二日午前七時連合軍総司令部は北緯三〇度以南における日本政府の行政権行使を禁止し、旧十島村のうち口之島ほか七島を含む大島郡の行政分離が正式に宣言された。引き続き二月に応急対策を協議するためアメリカ進駐軍連絡委員会が発足した。

行政分離後の変遷

大島郡の行政分離後の変遷および日本復帰までのおもな経緯は次のとおりである。昭和二十一年三月一三日に北部南西諸島アメリカ海軍軍政府が開設され、池田支庁長に代って豊島支庁長が任命されるとともに、軍政府に食糧需給調整委員会が設置された。三月末には軍政府は奄美大島と本土との海運交通を禁止した。七月一日に琉球政府治下において名瀬市が発足し、さらに定員数だけ連記の市町村長および議会議員の選挙が実施された。一〇

月三日には大島支庁が臨時北部南西諸島政庁と改称され、同時に支庁長は臨時北部南西諸島知事、次長は同副知事となり同日奄美大島教育審議会が発足した。一二月には経済委員会が設置され軍票B券の専用制が実施された。翌二二年一月に従来の食糧需給調整委員会に代って食糧委員会が軍政府のもとに設置され、また法制改訂委員会も設置されて軍政下において三権分立への構想が考究され、五月一七日に司法権が独立した。七月には食糧その他物資不足の諸事情にかんがみて経済統制を厳にし、低物価政策を堅持することを明らかにした。二三年四月には六・三・三制による教育が実施されることになり、中学校が設置された。六月には市町村長・市町村議会議員が改選された。八月には従来の経済委員会が廃止されて経済復興委員会が設置された。また二四年一〇月一日政庁令に基づいて新たに市町村制が公布された。

昭和二五年一〇月二二日には行政分離下に知事公選が実施され、続いて二九日には群島民政議員の公選が行なわれた。一月に臨時北部南西諸島政庁が奄美群島政府と改称された。さらに監査委員会や公安委員会等が設置されたが、この間における奄美群島に対するアメリカの財政援助は決して十分なものとはいえず、第六章で述べられるように、島民は各種の著しく重い租税負担に悩まされ、産業の振興などにも見るべきものはなかった。

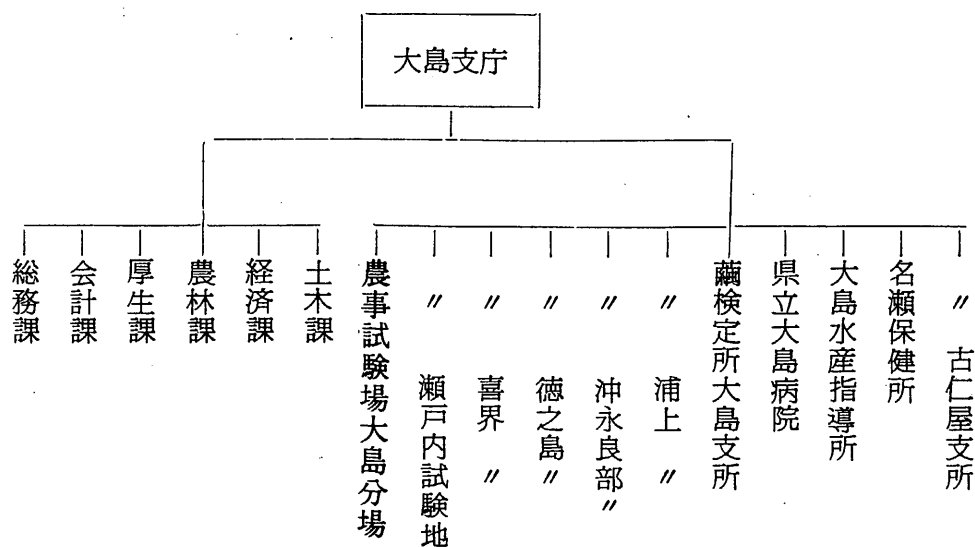
#### 復帰への経過

このような情勢の中にあつて、昭和二六年八月ごろから日本復帰運動が盛り上り、その後波状的に悲願ハンストなどを中心にしたさまざまな運動が行なわれた。同年九月四日には対日講和条約が調印されたが、九月八日軍政部は平和条約第三条によつて、大島郡はアメリカ合衆国を唯一の施政権者とする信託統治下に置かれる可能性のある見解を示し、依然として立法・行政・司法の三権を日本政府から分離する方針であることを表明した。しかしやがて一二月になつて日本政府は旧十島村の中之島以下の七島(北緯二九度以北)の行政権を日本に復帰せせるといふ覚書を受理した。二七年三月一五日に奄美群島政府が解消し、四月一日に琉球政府が創立された。四月

二八日には北緯二九度以北にある宝七島は本県の行政管轄下に編入された。九月二二日琉球政府は地方庁設置法によって新たに奄美地方庁を設置した。

昭和二十七年四月講和条約・安保条約が発効すると、現地ではもちろん本土、とくに本県では活発な奄美群島祖国復帰運動が展開された。ことに大島郡においては行政分離から復帰までに二〇回に近い日本復帰郡民大会を開き、血書を連ね、完全復帰を訴える宣言・決議等に関係各方面に伝達した。二八年八月ついにアメリカのダレス國務長官は奄美大島を日本に返還する用意のあることを言明したが、このダレス声明を転機として郡民大会は一段と活気をおび、一刻も早く日本に復帰するために必要な措置を講ずることを日本とアメリカの両国に要請するとともに、復帰が実現すれば奄美大島復興建設に、新たな決意と勇気をふるいおこして邁進することを決議した。県では九月に奄美大島復興対策本部を設け、受入体制の準備にとりかかった。かくて、同年十二月二四日に奄美大島日本復帰に関する日米協定条約が調印され、翌二五日、奄美大島は待望の日本復帰を実現した。同時に県大島支庁が

第2-6図 昭和28年12月25日 条例第59号



成、水路港長業務、九州沿岸に頻発する密漁事件防止業務は極度に繁忙化しているのが実情であります。

広大な第七管区において北九州、朝鮮海域と南九州、南方国際海域はその地理的条件から、一は沿岸性、二は海洋性と南北二つの海洋圏に区分され、産業経済開発にも大きな格差があり根本的にその性質を異にしています。

以上のことから、この際南九州、熊本、宮崎、鹿児島周辺海域および南方海域を担当の三角、油津、鹿児島、名瀬を管轄する第十管区海上保安本部を新たに鹿児島に設置されるよう、ここに関係者相はかり海上保安庁第十管区海上保安本部設置期成同盟を結成し、本同盟の決議をもって陳情申し上げます。

昭和三十六年六月一七日

(鹿児島商工会議所七十年史九五―九七ページ。昭和四〇年刊)

海上犯罪の  
検挙と海難  
救助

わが国周辺海域の海上保安（海上の治安と航行の安全）は、終戦前はおおむね平穩に維持されていたが、敗戦直後は著しく悪化した。わが国の沿岸水域は一万哩にもおよび、複雑な海岸線と気象・海象の急激な変化によって世界でも屈指の海難多発海域とされているが、戦争によって航路標識の壊滅、水路測量能力の低下、船舶の構造および設備の劣悪化、優秀船員の不足等により航海の安全を保つために必要な条件はほとんど失われ、海事法令の大半は死文と化した。そのうえ戦争中に敷設された日米両国側の係留機雷や感応機雷がわが国近海の水路や主要港湾を覆い、多数の沈船などとともに船舶の航行を脅やかした。また戦後は密貿易や密漁も横行し、とくに密貿易は沖繩と南九州、朝鮮と北九州間が大部分を占めたが、密輸の品目はわが国からは日用品、雑貨、化粧品、文房具、機械部品等が密輸出され、沖繩・台湾からは駐留軍物資、黒砂糖等、朝鮮からは米、海産物、漢方薬、生ゴム等が密輸入された。終戦後は国の機関として不法入国船舶監視部がおかれたが、取締・救難体制としては船舶・人員ともに弱体であった。昭和二三年鹿児島海上保安部が置かれ、体制の整備と巡視船の活動が活発

第5-9表 海上犯罪検挙件数の推移  
(第十管区海上保安本部管内県下所在海上保安部署関係)

罪種 年	海事関係 法令違反	漁業関係 法令違反	出入国関係 法令違反	貿易関係 法令違反	刑法犯	その他	計
27	161	9	35	21	19	5	255
28	308	11	58	12	13	23	425
29	218	48	21	2	13	6	308
30	430	54	42	9	28	12	575
31	1,571	32	44	22	37	18	1,724
32	2,917	15	24	14	32	12	3,014
33	2,190	33	26	16	30	3	2,298
34	1,280	36	19	14	18	0	1,367
35	362	29	4	10	23	10	438
36	284	31	5	5	43	1	369
37	309	20	3	6	24	11	373
38	346	25	4	7	31	3	416
39	445	15	5	25	37	1	528
40	595	50	3	1	26	6	681

(注) 1. 海上保安庁「海上保安統計年報」による。  
2. 各年次とも昭和29年(28年12月1日~29年12月31日)を除いて期間は当該年1月1日~12月31日である。

第5-10表 海難救助の推移  
(第十管区海上保安本部管内県下所在海上保安部署関係)

年	要救助海難発生数			救助数		
	隻	総トン数	人員	隻	総トン数	人員
27	40	2,881	272	24	132	111
28	85	18,575	1,598	49	4,600	1,103
29	100	4,856	1,128	52	1,544	600
30	84	4,269	1,131	57	2,864	368
31	108	13,449	1,843	59	2,882	1,009
32	133	8,780	1,720	81	6,471	1,150
33	113	10,532	1,360	68	6,681	865
34	93	22,943	1,234	52	13,285	766
35	65	4,731	563	40	3,783	417
36	92	7,816	992	48	4,079	714
37	93	9,816	702	45	1,987	337
38	97	15,274	856	61	10,902	601
39	89	16,878	874	57	9,731	590
40	85	11,732	766	52	5,905	580

(注) 1. 海上保安庁「海上保安統計年報」による。  
2. 昭和27年は8月1日~12月31日まで、29年は28年12月1日~29年12月31日までの期間でその他は各年次とも当該年1月1日~12月31日である。

第5-11表 所属船艇・航空機および管理航路標識基数 (十管)

				昭和37年 1月1日 現在	昭和40年 4月1日 現在
船 種 ・ 船 型 等	警備救難 業務用船	巡視船	PL型(900トン型以上)	1	1
			PM型(450トン型)	2	2
			PS型(350トン型)	—	2
			〃 (270トン型)	2	1
			〃 (130トン型)	—	1
			〃 (ARB・駆特型)	2	1
	巡視艇	PC型(23メートル型 ～18メートル型)	5	5	
		CL型(15メートル型)	4	4	
		CS型(15メートル型未満)	3	3	
		CR型(救助艇型)	2	2	
水路業務 用 船	測量艇	HS型	—	1	
灯台業務 用 船	見回船	LM型	—	1	
	見回艇	LS型	7	8	
航 空 機	双発機	ビーチクラフト	—	2	
航 路 標 識 施 設			灯 台	70	108
			導 灯	9	9
			灯 柱 ・ 灯 標	14	13
			灯 浮 標 標	19	23
			浮 標 標	6	5
			無 線 方 位 信 号 所	2	2
			ロ ラ ン 局	—	—

(注) 第十管区海上保安本部調

化するにつれて違反船の行動も巧妙となってきたが、密航・密輸のほかにも刑法犯や無許可操業、禁止区域侵犯等の漁業関係法令違反や海事関係法令違反が多発した。しかし当時は巡視船艇勢力が弱体であったうえに密航・密輸の取締りに忙殺されてこれらの取締りに手を伸ばしえなかった。

二五年六月朝鮮動乱ぼつ発後は、米軍基地として重要視された沖縄で米軍物資が出回り、その横流しされたたばこ、薬品、食料品等の物資が南九州や阪神地区に密輸入された。その後二七年講和条約の発効に伴い海上保安体制も整備され、その実績も向上した。その後さらに取締体制の充実と関係法令の整備がはかられたが、船舶の立入検査もしだいに強化され、海事関係、漁業関係法令違反の検挙数が増加した。なお南九州における海上犯罪は、漁業関係法令違反に比べて海事関係法令違反が多いのが特徴である。海難については救難体制の増強と救助実績の向上につれて海上保安庁に対する一般の認識も高まり、海難発生状況も正確には握できるようになったので救助率も毎年上昇してきた。昭和三七年以降は南九州海域で毎年平均一七〇件前後、県下で同九〇件前後の海難が発生しているが、これに対しては約六〇%に及ぶ救助実績をあげている。南九州海域の海難は全国的傾向に比較して遠洋における海難、漁船および機帆船の海難が多い。

第十管区海上保安本部管内県下所在海上保安部署における海上犯罪検挙状況および海難救助状況ならびに同本部所属の船艇・航空機数・航路標識数は第5—9表、第5—10表、第5—11表のとおりである。

#### 第四節 自衛隊

太平洋戦争の終結とともに軍隊は解体し、その後は联合国軍の占領下にあつてわずかに国内の治安維持のための警察組織をもつにすぎなかった。昭和二五年六月朝鮮動乱がぼつ発したが、同年七月に联合国軍総司令部から政

警察予備隊  
の発足

県民の租税負担

と合理化政策による投資的経費の抑制、人件費等の節約のあらわれである。

この間における県民の租税負担の推移をみると第6—33表のとおりで、国税・地方税を合計した租税負担は昭和二十四年度の二五・三%をピークとして以後しだいに減じていった。二四年のシャウブ勧告に基づく税制改革の影響が二五年度にあらわれ、国税と県税が大幅に減り、とくに県税は本県のような農業県にとっては事業税・入場税・遊興飲食税を支柱とする新税制の税源が乏しいため、急激な減少をみせた。これに対し市町村税は住民税・固定資産税を中心にほぼ三%内外の負担率を維持した。しかし本県の租税負担を全国平均に比べると、二四年当時はあまり隔りのなかった負担率もしだいに開き、二七年度以降は全国平均の半ば以下にさがった。もともと本県民の租税負担力は乏しいうえに、税制改革や地方経済力の不均等発展の影響が反映し、また不況の余波が国税の減退となってあらわれた。第6—34表の九州各県の二七年度の租税負担状況をみても農業地帯である南九州の諸県が一段と低いことがわかる。

奄美群島は昭和二八年一月二五日日米協定第三三条により、日本に返還されて本県に復帰した。ここでは奄美群島のこれまでの財政状況を述べておこう。

復帰前の奄美群島財政

第6—33表 昭和24～29年度県民租税負担

年度	県民所得 (生産) (A)	国 税		県 税		市町村税		計 (B)	(B)/(A)	全国平均 負担率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%			
昭和24	30,460	4,935	(16.1)	1,840	(6.0)	971	(3.2)	7,746	25.3	28.5
25	43,129	4,328	(10.1)	768	(1.8)	1,234	(2.9)	6,330	14.8	22.4
26	49,844	4,424	(8.9)	1,009	(2.0)	1,553	(3.1)	6,986	14.0	22.0
27	64,450	4,809	(7.5)	1,007	(1.5)	1,851	(2.9)	7,667	11.9	22.6
28	78,017	5,007	(6.4)	1,038	(1.3)	2,145	(2.8)	8,190	10.5	22.2
29	88,041	5,446	(6.2)	1,250	(1.4)	2,534	(2.9)	9,230	10.5	21.6

(注) 資料の都合上県民所得は県内生産所得をとったが、全国平均負担率は分配国民所得に対する負担率である。したがって本県の負担率はわずかではあるが低目になっている。( )は各税の負担割合



大島郡は明治二一年度から昭和二五年度まで、県財政において「大島経済」として分離し、県本土の内地経済とは別の予算が施行されていた。この経済分別の動機は「大島郡は地勢上不便であるとともに、人情風俗を異にして、地方支弁に係る事業においても内地と異なるという点のほかに、当時内地においては莫大な費用で道路開さくの計画を樹てたが、これになんらその恩恵を受けない大島郡民にその経費を負担せしめることは忍びない事情がある。」ということであった。

このような分離状態のなかで、昭和四年度から群島経済立直しをはかるため「大島郡産業助成計画」が立てられ、国庫補助金を交付して、それが昭和九年度まで実施された。当時群島経済を支える二主要産業である糖業と大島紬織物業が、他の地域の経済発展につれて市場が狭あい化し、島民生活が窮乏してきたので、大正一二年から政府に砂糖消費税の免税を陳情していた。それを政

府は認めなかったため、税額相当分の国庫補助金を交付することにより、産業を助成することを目的としこの計画が立てられたのであった。この計画の内容は糖業奨励事業と一般産業奨励事業とに分けられ、この間一か年平均二三千円が交付された。しかし期間が満了してもなおこの事業遂行の必要が認められ、また教育・衛生・交通・運輸等の産業基盤の整備も必要とされたので、昭和一〇年度から一九年度までの一〇か年計画で「大島郡振

第6-34表 1人当り租税負担額比較（昭和27年）（単位円）

	地方税 a (県税+市 町村税)	国税 b	a+b	$\left(\frac{a}{a+b}\right)$	$\frac{a+b}{\text{県民所得}}$
全 国	—	—	11,887	—%	20.2%
福 岡	4,706	8,993	13,699	34.3	19.8
佐 賀	4,940	1,631	6,571	35.0	13.2
長 崎	2,732	3,807	6,539	41.8	13.4
熊 本	2,354	3,632	5,996	39.6	13.8
大 分	2,441	3,402	5,843	41.8	11.5
宮 崎	2,320	2,372	4,692	49.5	9.5
鹿 児 島	1,598	2,537	4,135	38.6	11.5
山 口	3,708	6,194	9,902	37.4	15.7

(注) 鹿児島県の経済 155頁より

興計画」が樹立された。一一年度の大島郡に対する国および県の財政措置の内訳をみると、県の「大島経済」の予算支出が一、一一七千円、この振興計画に基づく国庫支出金七六八千円、市町村に対する国庫支出金四三八千円、大島郡振興事業費として七七九千円、計三、一〇二千円で、県の群島に対する支出の三倍ほどの財政資金が投入されていた。

当時県財政の中で占める「大島経済」予算の比率は一〇%に満たないものであったが（第6—35表）、この振興計画はこの県費と国費とをもって遂行された。総事業費については計画額（一八百万円余）に対し、実現したのは六、五八〇千円（三六・四%）にすぎなかった。このようにして、大島振興計画はその四割足らずの進捗率しかあげなかったが、昭和一六年度から大島経済を分離経済として取り扱うことを廃した後においても、一応「計画」は続き、一九年に第二次計画に引き継がれたのであったが、実現をみぬままに終戦を迎えるにいたった。しかしこの振興計画に基づく国費・県費の投入により、わずかながらではあるが群島経済もしいに水準を向上してきた。

終戦後の昭和二十一年一月二八日連合軍司令部の覚書により、北緯三〇度を境として日本本土から分離され臨時北部南西諸島の名のもとにアメリカの軍政下におかれ、南西諸島米国海軍軍政府の統轄監督下におかれた。その後昭和二七年以降は琉球政府の統治下におかれ、同政府の奄美支庁となった。分離後の本群島の財政は政府行政機構の整備・学制改革案によって諸経費が膨張する反面、住民の税負担は過重と

第6—35表 戦前の「大島経済」予算 (単位千円)

年度	入				出			
	内地 A	大島 B	計C	B/C %	内地 A	大島 B	計C	B/C %
11	12,245	1,117	13,363	8.4	11,241	1,117	12,358	9.9
12	11,468	1,215	12,683	9.1	9,884	1,215	11,099	10.9
13	13,135	1,121	14,256	7.9	11,982	1,121	13,103	8.6
14	13,730	1,233	14,963	9.0	12,261	1,199	13,470	8.9

(注) 昭和29年「奄美大島の状況」

第6-37表 大島郡市町村歳入構成(昭和28年)

区分	大島郡市町村歳入構成	鹿児島県市町村歳入構成
税金	60.7%	25.4%
交付金、国庫補助金	19.9	45.1
起債	0.4	17.1
使用料、手数料	7.0	1.9
夫役、現品	4.8	—
その他の収入	7.2	10.5
計	100.0	100.0

(注) 出所前表に同じ

なり、また当初はアメリカ政府のガリオア資金による復興助成金の交付もあつたが、それは戦災復旧費の域を出ず、昭和二六年以降は乏しい租税収入が財政を支える支柱となつたので、その行政水準は著しく低下した(第6-36表参照)。いきおい群島財政を支えるものは税金を中心とせねばならなくなつたが、このことは群島内の市町村財政についても同様の事情にあつた。とくに琉球政府に移つてからはアメリカの復旧事業援助や軍施設工事によるドル投下が沖繩本島に傾斜したため、大島の市町村財政は著しく急迫した。

昭和二八年度の郡内市町村予算は、税金が第6-37表にみるようにその所要経費の六〇・七%を占め、当時の本土、鹿児島県市町村平均が二五・七%であつたのと著しく対照的である。このように税金に多くを依存せねばならなかつたため、市町村では塩釜税・山羊税という零細な税源まで求め、三〇種以上の法定外税をやむなくさせられた。この場合税金の比重がこのように高いことは、財政規模が小さく、行政水準の低下を意味した。群島全市町村の一六年当時の歳入総計は二百万円であつたが、当時のおよそ百倍(日本円三三〇倍)の物価上昇率を考慮すれば、ほぼ二億円(すなわち日本円に換算

第6-36表 アメリカ軍政下の奄美群島財政の推移 (単位千ドル)

年度	歳出予算 A	徴税額 B	B/A
昭和22	16,753	2,698	16%
23	25,665	6,377	27
24	35,642	13,250	57
25	43,500	15,840	36
26	47,726	34,695	73
27	101,239	69,315	68

(注) 出所前表に同じ

して六億円)に相当するのに、昭和二七年度の歳入総額はわずか四千五百万円にすぎなかった。当時県下市町村一人当り予算額が九八五円(B円換算)であったのに対し、大島市町村は二一六円とわずか二二%にすぎぬことを考え合せると、いかに当時の行政水準が低かったかが推測できる。

そのことはまた住民に租税のはなはだしい過重負担をもたらした。当時の奄美群島政府の算出した住民所得は、二七年度において一人五、二〇〇円(B円 日本円で一五、六〇〇円。本県は三五、九七五円)であったが、これに対し配付税と市町村税をあわせて三九二円であった。二八年度の琉球政府に移ってからは一人当り住民所得一〇、五〇〇円とにわかに増大し、租税負担も四八三円となった。日本円に換算して県本土と比較すれば絶対額においては少ないが、住民生活水準からいえば相当過大な負担であった。

このように税収入への依存度が高いということは、反面、政府資金への依存度が日本本土の平均よりも著しく少ないということであった。二八年度の琉球政府の財政交付金は二八百万円で市町村歳入総額の一五%にすぎず、政府補助金は救護費・産業奨励金を中心として、全歳入の四%(当時、県本土二〇%―二五%)にとどまり、市町村債にいたってはわずか二〇〇千円、全歳入の〇・四%(県本土平均一七%)という低さであった。そして夫役、現品は予算の四・三%となっているが、終戦後の戦争災害復旧のほとんど大半は市町村民、関係部落民の労力奉仕と金品の支出によってまかなわれ、予算面にあらわれぬ負担が多かった。とくに学校復旧は大部分の町村が校区民の負担によって行なうことを協議していたから、いわゆる税外負担も著しかった。

当時の歳出予算をみると、戦前に比し、また本土に比し人件費比率が著しく高く、窮迫した教育行政・社会労働行政等に充当する経費が極度に抑制されたのである。市町村の職員数も本土が人口二七三人に一人であるのに対し、群島四六〇人に一人という割合であり、給与も日本円換算六、三〇六円という低劣な条件にあって、勤労意欲を阻害した。

かくして終戦後八年、本土から分離されて群島住民は苦しい財政運営のために著しく低下した行政水準のもと

に甘んじてきたが、住民の復帰の熾烈な要望にこたえて、政府・本県議会ならびに国会の復帰促進運動があり、二八年八月ダレス・アメリカ國務長官の声明によって復帰の実現をみるにいたったのであった。

## 第六節 県財政の再建

### 県財政の窮迫

昭和二九年度は前述のようにつかの財政上の改正措置が講ぜられたのであるが、それにもかかわらず景気の不況、国の地方財政計画をとおしての財源措置の不十分、災害の影響等が重なって、八四〇百万円余の繰上充用を行なうほか、支払繰延・事業繰越を含めて、実質赤字一、一五六百万円にのぼった。とくに本県ではこれら赤字増大につれて起債の元利償還金がふえ、二八年度において県税収入の三六・二%（全国平均八%）を占め、三〇年度には三八・二%と大きな圧力になってきた。そしてこのように悪化した県財政は、その赤字要因をかかえたまま三〇年度に入ったわけである。三一年三月に発表された「鹿児島県財政事情」は次のように述べている。

「…本県の経済力が弱く、税収入の絶対額が少いこと、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に、人件費、特に職員の給与費、恩給、退職料、学校規模小分化による教育費の需要を見込んでいないこと、地方財政計画において、例えば給与費についてみるならば、県の実際の給与支出額と地方財政計画上の支出額との間にギャップがある、というように、実情に適合しない点があること、国庫補助金や地方債に対する国の施策が適切を欠き合理的でないこと、人件費、特に教職員の給与費は、その年令構成が高く勤務年限が長いため、県の一般職員に比して著しく給与が割高であり、しかもなお教員の任免権は市町村教育委員会にあり、給与の支払義務は県にあって、給与負担団体と教員任免機関とが一致していないため教職員の昇給、昇格、増減等は知事のコントロール下をはなれているために、これが財政に与える影響は少くないものであること、恩給、退職料等義務的経費の増高、本県特有の台風災害の多発性・公債費の累増により現債額が多額に達し、元利